# 性犯罪の規定が2023年(令和5年)7月13日から変わります

法務省 MINISTRY OF JUSTICE

## 主なポイント

詳細は法務省HPへ

### 【1】 強制性交等罪は「不同意性交等罪」になります！

「暴行」・「脅迫」・「障害」・「アルコール」・「薬物」・「フリーズ」・「虐待」・「立場による影響力」などが原因となって、

**同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態**

Noと思うこと　Noと言うこと　Noをつらぬくこと

で、性交等やわいせつな行為をすると、
「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます。

### 【2】 性交同意年齢が「16歳未満」に引き上げられます！

16歳未満の子どもに対して、性交等やわいせつな行為をすると、「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます(※)。

(※)相手が13歳以上16歳未満の場合は、行為者が5歳以上年長のとき。

### 【3】 わいせつ目的での16歳未満の者への面会要求などは犯罪です！

16歳未満の子どもに対して、次の行為をすると、処罰されます。

① わいせつ目的で、うそをついたり金銭を渡すと言うなどして、会うことを要求する
② その要求の結果、わいせつ目的で会う
③ 性的な画像を撮影して送信することを要求する

### 【4】 性的な画像の盗撮は「撮影罪」です！

次の行為をすると、「撮影罪」・「提供罪」として処罰されます。

① 正当な理由なく、人の性的な部位・下着などをひそかに撮影する
② 正当な理由なく、16歳未満の子どもの性的な部位・下着などを撮影する
③ ①・②で撮影した画像を人に提供する

### 【5】 性犯罪の公訴時効期間が延長されました！

時効期間は、被害に遭った時(18歳未満の場合は18歳になった時)から、

① 不同意性交等致傷罪など・・・20年
② 不同意性交等罪など・・・15年
③ 不同意わいせつ罪など・・・12年　になりました。

※時効の延長については6月23日から施行されています。